土地利用調整条例の手続きと流れ



地域住民等

事業者

知事

市町村長

事前相談

周知

意見

計画の周知
意見の聴取

開発計画書
周知等状況報告書

① 提出

② 審査

意見の照会

開発計画書
写し送付

意見の回答

③ 交付

審査結果
通知書

写し送付

④ 個別法令許認可申請手続

事業着手

開発行為
等着手届

事業完了

開発行為
等完了届

① 事業者は、条例に定められた開発や埋立を行おうとする場合は、開発計画書と周知等状況報告書（※）を知事に提出して協議します。この協議は、都市計画法などの個別法令の許認可申請手続に先立って行うよう努めなければなりません。

【開発計画書の記載事項】●開発行為の目的　●開発区域の位置、区域、面積　●地域の自然環境、生活環境に関する事項　●地域の社会的、経済的、文化的状況に関する事項など

【開発計画書の添付図書】●位置図　●平面図　●断面図　●排水計画図　●環境現況・配慮概要書など

※　事業者は、開発計画書の提出前に、開発計画に関係のある地域の住民やその他の関係者に対して、開発計画の内容を周知して、その意見を聴くよう努めてください。なお、知事は、事業者に対して周知や意見の聴取について必要な指導や助言を行います。

② 知事は、審査の基準などを定めた審査指針に基づき審査します。

③ 開発計画書の提出から審査結果通知書の交付までの標準的な期間は５月です。ただし、書類の補正や地域の住民などへの周知期間は含みません。

④ 事業者は、審査結果通知書の交付を受けてから、法令等（都市計画法、森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法などの法律、県・市町村の条例など）に基づく許認可申請手続を行います。